

別表2（第2関係）

（3）応援職員派遣調整事業

1 補助対象	2 補助基準単価等
<p>（1）介護サービス事業所等において、感染者が発生し、職員が不足した場合に、応援職員の派遣を行った介護サービス事業所等</p>	<p>（補助基準単価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員派遣経費（補助対象経費） <ul style="list-style-type: none"> ○ 応援終了後に、感染防止のため職場復帰せず、待機する場合の手当 <ul style="list-style-type: none"> □ 1人1日につき16千円（14日を限度とする。） ※同一法人の介護サービス事業所等への派遣を含む。 ※応援職員派遣期間中の手当は除く（当該手当は、交付要綱第2（2）介護サービス事業所との連携支援事業の経費に計上のこと。）。 <p>（交付額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣法人協力費 <ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣した応援職員1人1日につき10千円 ※対象期間は、派遣期間及び自宅待機期間（待機期間は14日を上限とする）。 ※派遣法人協力費については、同一法人の介護サービス事業所等への派遣を除く。
<p>（2）応援職員派遣支援の実施にあたり応援職員の派遣を調整した団体</p>	<p>（交付額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣調整協力費 <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染発生施設等へ応援職員の派遣を調整した団体への協力費 ○ 実派遣人数1人につき2千円（10万円を上限とする。）